

# 障害者福祉制度のご案内

(令和8年度版)



この冊子は、障害をお持ちのみなさんが利用できる主な福祉サービスをご案内しています。

詳しい内容につきましては、各担当機関にお問い合わせください。

板 倉 町

令和8年4月1日現在

# 目次

## ○各種手帳

各種障害者手帳について・・・・・・・・・・・・・ 1

## ○手帳別福祉サービス一覧表

身体障害者手帳（赤い手帳）①・・・・・・・・・・・・・ 2

身体障害者手帳（赤い手帳）②・・・・・・・・・・・・・ 3

療育手帳（緑の手帳）・・・・・・・・・・・・・ 4

精神障害者保健福祉手帳（青い手帳）・・・・・・・・・・・・・ 5

## ○税金

税金の障害者控除・・・・・・・・・・・・・ 6

自動車税の減免・・・・・・・・・・・・・ 6

## ○行動範囲の拡大

路線バス運賃の割引・・・・・・・・・・・・・ 7

福祉タクシー料金補助・・・・・・・・・・・・・ 7

有料道路通行料の減免・・・・・・・・・・・・・ 7

国内航空運賃の割引・・・・・・・・・・・・・ 8

旅客鉄道運賃の割引・・・・・・・・・・・・・ 8

特別駐車許可・・・・・・・・・・・・・ 8

思いやり駐車場利用証・・・・・・・・・・・・・ 9

介護用車両購入費用の補助・・・・・・・・・・・・・ 9

自動車改造費用の補助・・・・・・・・・・・・・ 10

運転免許取得費用の補助・・・・・・・・・・・・・ 10

## ○料金の減免

板倉町老人福祉センター利用料免除・・・・・・・・・・・・・ 10

NHK受信料の減免・・・・・・・・・・・・・ 10

携帯電話の割引・・・・・・・・・・・・・ 11

ふれあい案内（電話番号無料案内）・・・・・・・・・・・・・ 11

## ○年金・手当・その他

障害基礎年金・・・・・・・・・・・・・ 12

心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・・・・ 12

特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・ 12

障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・ 13

特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・ 13

生活福祉資金貸付制度・・・・・・・・・・・・・ 14

## ○医療費補助

福祉医療制度（重度心身障害者医療費助成）・・・・・・・・・・・・・ 14

特定医療（指定難病）の給付・・・・・・・・・・・・・ 14

小児慢性特定疾病医療の給付・・・・・・・・・・・・・ 14

特定疾患医療の給付・・・・・・・・・・・・・ 15

特定医療費（指定難病）受給者等見舞金支給・・・・・・・・・・・・・ 15

自立支援医療（精神通院・更生・育成）・・・・・・・・・・・・・ 15

腎臓機能障害者等通院交通費補助・・・・・・・・・・・・・ 15

## ○福祉用具・日常生活

補装具費支給（購入・修理）・・・・・・・・・・・・・ 16

日常生活用具の給付・貸与・・・・・・・・・・・・・ 16

身体障害者訪問入浴・・・・・・・・・・・・・ 16

介護用品貸与・・・・・・・・・・・・・ 16

日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・ 16

在宅重度心身障害者（児）紙おむつ給付・・・・・・・・・・・・・ 17

重度身体障害者住宅改造費補助・・・・・・・・・・・・・ 17

地域活動支援センター利用・・・・・・・・・・・・・ 17

障害者デイサービスセンター利用・・・・・・・・・・・・・ 17

## ○担当機関の連絡先

各種サービス等の担当機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・ 18

## 各種手帳

手帳には、障害の程度や内容などが書かれています。

申請をすることで、手帳を取得することができます。

申請は、役場福祉課で受け付けています。

手帳の取得については、まずはお医者さんに相談してください。

障害の程度や部位によって、利用できる福祉サービスが異なります。



### 身体障害者手帳（赤い手帳）

交付対象・・・視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害があるかた。

程度区分・・・障害の程度によって、1級(重度)～6級(軽度)に区分されます。

有効期間・・・基本的に無期ですが、障害の状態によっては再認定が必要です。

### 療育手帳（緑の手帳）

交付対象・・・知的機能に障害があるかた

程度区分・・・障害の程度によって、A1(最重度)、A2・A3(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に区分されます。

有効期間・・・決められた期間ごとに更新が必要です。

### 精神障害者保健福祉手帳（青い手帳）

交付対象・・・精神疾患を有し、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められたかた。ただし、知的障害は含まれません。

程度区分・・・障害の程度によって、1級(重度)～3級(軽度)に区分されます。

有効期間・・・申請受理日から2年間（2年後の月末）。その後は更新が必要です。



身体障害者手帳（赤い手帳）① 福祉サービス一覧表

	No	サービス項目	ページ	連絡先	等級											
					肢体不自由(上下・体幹)						内 部				音・言	
					1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	3	4
税金	1	税金の障害者控除	6	①・④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	自動車税の減免	6	①・⑤	○	△	△	△	△	△	○	○	○	×	△	×
行動範囲の拡大	3	路線バス運賃の割引	7	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	福祉タクシー料金補助	7	①	△	△	×	×	×	×	△	△	×	×	×	×
	5	有料道路通行料の減免	7	①	○	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△
	6	国内航空運賃の割引	8	各社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	旅客鉄道運賃の割引	8	各駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	特別駐車許可	8	⑥	△	△	△	△	×	×	△	△	△	△	△	△
	9	思いやり駐車場利用証	9	①・②	○	○	△	△	△	△	○	△	○	○	×	×
	10	介護用車両購入費用の補助	9	①	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	11	自動車改造費用の補助	10	①	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×
	12	運転免許取得費用の補助	10	①	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×
料金減免	13	板倉町老人福祉センター利用料免除	10	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14	NHK受信料の減免	10	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	15	携帯電話の割引	11	各店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16	ふれあい案内（電話番号無料案内）	11	NTT	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
年金・手当・その他	17	障害基礎年金	12	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	18	心身障害者扶養共済制度	12	①	△	△	△	×	×	×	△	△	△	×	×	×
	19	特別障害者手当	12	①	△	△	×	×	×	×	△	△	×	×	×	×
	20	障害児福祉手当	13	①	△	△	×	×	×	×	△	△	×	×	×	×
	21	特別児童扶養手当	13	①	△	△	△	△	×	×	△	△	△	△	△	×
	22	生活福祉資金貸付制度	14	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療費補助	23	福祉医療制度(重度心身障害者医療費助成)	14	①	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×
	24	特定医療(指定難病)の給付	14	③	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	25	小児慢性特定疾病医療の給付	14	③	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	26	特定疾患医療の給付	15	③	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	27	特定医療費(指定難病)受給者等見舞金支給	15	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	28	自立支援医療(精神通院・更生・育成)	15	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	29	腎臓機能障害者等通院交通費補助	15	①	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×
福祉用具・日常生活	30	補装具費支給(購入・修理)	16	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	31	日常生活用具の給付・貸与	16	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	32	身体障害者訪問入浴	16	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	33	介護用品貸与	16	②	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	34	日常生活自立支援事業	16	②	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	35	在宅重度心身障害者(児)紙おむつ給付	17	①	△	△	×	×	×	×	△	△	×	×	×	×
	36	重度身体障害者住宅改造費補助	17	①	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	37	障害者地域活動支援センター利用	17	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	38	障害者デイサービスセンター利用	17	①	△	△	×	×	×	×	△	△	×	×	×	×

※適否の詳細については、担当窓口でご確認ください。（○：ほぼ該当、△：条件付き該当、×：非該当）

身体障害者手帳（赤い手帳）② 福祉サービス一覧表

	No	サービス項目	ページ	連絡先	等級										
					視覚						聴覚・平衡				
					1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6
税金	1	税金の障害者控除	6	①・④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	自動車税の減免	6	①・⑤	○	○	○	○	×	×	△	△	×	×	×
行動範囲の拡大	3	路線バス運賃の割引	7	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	福祉タクシー料金補助	7	①	△	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×
	5	有料道路通行料の減免	7	①	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△
	6	国内航空運賃の割引	8	各社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	旅客鉄道運賃の割引	8	各駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	特別駐車許可	8	⑥	△	△	△	△	×	×	△	△	△	×	×
	9	思いやり駐車場利用証	9	①・②	○	○	○	○	×	×	×	△	×	△	×
	10	介護用車両購入費用の補助	9	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	11	自動車改造費用の補助	10	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	12	運転免許取得費用の補助	10	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
料金減免	13	板倉町老人福祉センター利用料免除	10	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14	NHK受信料の減免	10	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	15	携帯電話の割引	11	各店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16	ふれあい案内（電話番号無料案内）	11	NTT	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
年金・手当・その他	17	障害基礎年金	12	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	18	心身障害者扶養共済制度	12	①	△	△	△	×	×	×	△	△	×	×	×
	19	特別障害者手当	12	①	△	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×
	20	障害児福祉手当	13	①	△	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×
	21	特別児童扶養手当	13	①	△	△	△	△	×	×	△	△	×	×	×
	22	生活福祉資金貸付制度	14	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療費補助	23	福祉医療制度（重度心身障害者医療費助成）	14	①	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	24	特定医療（指定難病）の給付	14	③	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	25	小児慢性特定疾病医療の給付	14	③	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	26	特定疾患医療の給付	15	③	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	27	特定医療費（指定難病）受給者等見舞金支給	15	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	28	自立支援医療（精神通院・更生・育成）	15	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	29	腎臓機能障害者等通院交通費補助	15	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
福祉用具・日常生活	30	補装具費支給（購入・修理）	16	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	31	日常生活用具の給付・貸与	16	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	32	身体障害者訪問入浴	16	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	33	介護用品貸与	16	②	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	34	日常生活自立支援事業	16	②	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	35	在宅重度心身障害者（児）紙おむつ給付	17	①	△	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×
	36	重度身体障害者住宅改造費補助	17	①	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	37	障害者地域活動支援センター利用	17	①	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	38	障害者デイサービスセンター利用	17	①	△	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×

※適否の詳細については、担当窓口でご確認ください。（○：ほぼ該当、△：条件付き該当、×：非該当）

療育手帳（緑の手帳） 福祉サービス一覧表

	No	サービス項目	ページ	連絡先	等級			
					A重 (A1, 2)	A中 (A3)	B中 (B1)	B軽 (B2)
税金	1	税金の障害者控除	6	①・④	○	○	○	○
	2	自動車税の減免	6	①・⑤	○	○	×	×
行動範囲の拡大	3	路線バス運賃の割引	7	①	○	○	○	○
	4	福祉タクシー料金補助	7	①	△	△	△	△
	5	有料道路通行料の減免	7	①	○	○	×	×
	6	国内航空運賃の割引	8	各社	○	○	○	○
	7	旅客鉄道運賃の割引	8	各駅	○	○	○	○
	8	特別駐車許可	8	⑥	○	○	×	×
	9	思いやり駐車場利用証	9	①・②	○	○	×	×
	10	介護用車両購入費用の補助	9	①	×	×	×	×
	11	自動車改造費用の補助	10	①	×	×	×	×
	12	運転免許取得費用の補助	10	①	×	×	×	×
料金減免	13	板倉町老人福祉センター利用料免除	10	②	○	○	○	○
	14	NHK受信料の減免	10	①	△	△	△	△
	15	携帯電話の割引	11	各店	○	○	○	○
	16	ふれあい案内（電話番号無料案内）	11	NTT	×	×	×	×
年金・手当・その他	17	障害基礎年金	12	①	△	△	△	△
	18	心身障害者扶養共済制度	12	①	△	△	△	△
	19	特別障害者手当	12	①	△	△	△	△
	20	障害児福祉手当	13	①	△	△	△	△
	21	特別児童扶養手当	13	①	△	△	△	△
	22	生活福祉資金貸付制度	14	②	○	○	○	○
医療費補助	23	福祉医療制度(重度心身障害者医療費助成)	14	①	○	○	○	×
	24	特定医療(指定難病)の給付	14	③	×	×	×	×
	25	小児慢性特定疾病医療の給付	14	③	×	×	×	×
	26	特定疾患医療の給付	15	③	×	×	×	×
	27	特定医療費(指定難病)受給者等見舞金支給	15	①	×	×	×	×
	28	自立支援医療(精神通院・更生・育成)	15	①	△	△	△	△
	29	腎臓機能障害者等通院交通費補助	15	①	×	×	×	×
福祉用具・日常生活	30	補装具費支給(購入・修理)	16	①	×	×	×	×
	31	日常生活用具の給付・貸与	16	①	△	△	×	×
	32	身体障害者訪問入浴	16	①	×	×	×	×
	33	介護用品貸与	16	②	×	×	×	×
	34	日常生活自立支援事業	16	②	○	○	○	○
	35	在宅重度心身障害者(児)紙おむつ給付	17	①	△	△	×	×
	36	重度身体障害者住宅改造費補助	17	①	×	×	×	×
	37	障害者地域活動支援センター利用	17	①	△	△	△	△
	38	障害者デイサービスセンター利用	17	①	△	△	×	×

※適否の詳細については、担当窓口でご確認ください。（○：ほぼ該当、△：条件付き該当、×：非該当）

精神障害者保健福祉手帳（青い手帳） 福祉サービス一覧表

	No	サービス項目	ページ	連絡先	等級		
					1級	2級	3級
税金	1	税金の障害者控除	6	①・④	○	○	○
	2	自動車税の減免	6	①・⑤	△	×	×
行動範囲の拡大	3	路線バス運賃の割引	7	①	○	○	○
	4	福祉タクシー料金補助	7	①	△	△	△
	5	有料道路通行料の減免	7	①	×	×	×
	6	国内航空運賃の割引	8	各社	○	○	○
	7	旅客鉄道運賃の割引	8	各駅	×	×	×
	8	特別駐車許可	8	⑥	○	×	×
	9	思いやり駐車場利用証	9	①・②	○	×	×
	10	介護用車両購入費用の補助	9	①	×	×	×
	11	自動車改造費用の補助	10	①	×	×	×
	12	運転免許取得費用の補助	10	①	×	×	×
料金減免	13	板倉町老人福祉センター利用料免除	10	②	○	○	○
	14	NHK受信料の減免	10	①	△	△	△
	15	携帯電話の割引	11	各店	○	○	○
	16	ふれあい案内（電話番号無料案内）	11	NTT	×	×	×
年金・手当・その他	17	障害基礎年金	12	①	△	△	△
	18	心身障害者扶養共済制度	12	①	△	△	△
	19	特別障害者手当	12	①	△	△	△
	20	障害児福祉手当	13	①	△	△	△
	21	特別児童扶養手当	13	①	△	△	△
	22	生活福祉資金貸付制度	14	②	×	×	×
医療費補助	23	福祉医療制度(重度心身障害者医療費助成)	14	①	△	×	×
	24	特定医療(指定難病)の給付	14	③	×	×	×
	25	小児慢性特定疾病医療の給付	14	③	×	×	×
	26	特定疾患医療の給付	15	③	×	×	×
	27	特定医療費(指定難病)受給者等見舞金支給	15	①	×	×	×
	28	自立支援医療(精神通院・更生・育成)	15	①	△	△	△
	29	腎臓機能障害者等通院交通費補助	15	①	×	×	×
福祉用具・日常生活	30	補装具費支給(購入・修理)	16	①	×	×	×
	31	日常生活用具の給付・貸与	16	①	×	×	×
	32	身体障害者訪問入浴	16	①	×	×	×
	33	介護用品貸与	16	②	×	×	×
	34	日常生活自立支援事業	16	②	×	×	×
	35	在宅重度心身障害者(児)紙おむつ給付	17	①	△	×	×
	36	重度身体障害者住宅改造費補助	17	①	×	×	×
	37	障害者地域活動支援センター利用	17	①	△	△	△
	38	障害者デイサービスセンター利用	17	①	×	×	×

※適否の詳細については、担当窓口でご確認ください。（○：ほぼ該当、△：条件付き該当、×：非該当）

## 1 税金の障害者控除 <①住民税係、④館林税務署>

障害をお持ちのかたが、納税者本人または納税者の同一生計配偶者・扶養親族である場合、確定申告・町県民税申告・年末調整時に手帳を提示し申告することで、控除が受けられます。

対象者 (手帳と等級)	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神保健福祉手帳2, 3級	身体障害者手帳1, 2級 療育手帳A 精神保健福祉手帳1級	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、同居を常としている方
控除種類	障害者控除	特別障害者控除	同居特別障害者控除
所得税 <④>	所得金額から27万円が控除される	所得金額から40万円が控除される	所得金額から75万円が控除される
住民税 (町、県民税) <①>	所得金額から26万円が控除される	所得金額から30万円が控除される	所得金額から53万円が控除される
相続税 <④>	相続税額から、10万円×(85歳－相続開始の年齢)が控除される	相続税額から、20万円×(85歳－相続開始の年齢)が控除される	X

手帳交付日：12月31日までに交付された手帳は、翌年度の控除対象

1月1日以後に交付された手帳は翌々年度の控除対象(原則)

## 2 自動車税の減免 <①資産税係、⑤館林行政県税事務所>

下表の対象者のかたで、一定の要件を満たしている場合は、申請により自動車税が減免となります。(申請には生計同一証明書が必要な場合があります)

対象者 (手帳と等級)		生計同一証明書の申請場所
身体障害者手帳	18歳以上	板倉町福祉課
	18歳未満	館林保健福祉事務所
療育手帳A	18歳以上	板倉町福祉課
	18歳未満	館林保健福祉事務所
精神障害者保健福祉手帳1級 かつ自立支援医療(精神通院)受給者証		館林保健福祉事務所

※普通自動車と軽自動車では、申請時期や場所が異なります。

○普通自動車・・・申請時期：随時      申請場所：館林行政県税事務所

○軽自動車・・・申請時期：5月      申請場所：板倉町役場 税務会計課

### 3 路線バス運賃の割引 <①安全安心係>

館林・板倉線のバス乗車時に、障害のあるかたとその付き添いのかた（原則1人）は、各手帳を提示することにより、運賃や定期券が半額になります。

### 4 福祉タクシー料金補助 <①介護高齢係>

在宅の下表の対象者で、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なかに、タクシー利用券を交付します。

対象者 (手帳と 等級、 その他)	身体障害者手帳1、2級	本人及び世帯員が、自動車税（軽自動車税）の減免を受けているときは、対象外
	療育手帳	
	精神障害者保健福祉手帳	
補助内容	板倉町福祉タクシー利用券 年間60枚（1枚500円）	

### 5 有料道路通行料の減免 <①社会福祉係>

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかたは、有料道路通行料が半額になります。

有効期間は新規・変更申請においては申請日から2回目の誕生日まで、更新申請においては申請日から3回目の誕生日となります。（最長2年2ヶ月）

※更新申請は有効期限の2ヶ月前からできます。

対象者(手帳と種別)	
第2種身体障害者手帳	対象者が運転する場合のみ
第1種身体障害者手帳	対象者が運転する場合と、対象者を乗せて、対象者以外が運転する場合
第1種療育手帳	

～必要な書類等～（※ETCを利用しない場合、④・⑤は不要です）

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②自動車車検証
- ③運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
- ④ETCカード（障害者本人名義のもの ※20歳未満の場合は保護者などの名義でも可）
- ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの

## 6 国内航空運賃の割引 <各国内航空会社の窓口>

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた（12歳以上）が、単独か介護者と共に利用する場合、運賃が減額されます。割引率は航空会社等で異なります。

## 7 旅客鉄道運賃の割引 <各駅、各鉄道会社>

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちのかたが、介護者と共に利用する場合、各駅の窓口で手帳を提示して切符を購入すると、下表の乗車券が半額になります。

対象者(種別)	割引される乗車券	備考
第1種	普通、定期乗車券	特別急行列車は対象外
	回数乗車券、急行券	
第1, 2種	普通乗車券	ひとりで片道100kmを超える区間を利用する場合
12歳未満の障害者	定期乗車券	

## 8 特別駐車許可 <⑥館林警察署>

下表の対象者が、運転または同乗する車両について、駐車禁止場所に駐車するための、駐車禁止除外指定車の標章が交付されます。

対象者(手帳と等級、その他)	備考
身体障害者手帳1～4級かつ歩行困難	内部障害は歩行困難の旨の診断書が必要
療育手帳A	
精神障害者保健福祉手帳1級	
小児慢性特定疾患児手帳かつ色素性乾皮症	



## 9 思いやり駐車場利用証 <①社会福祉係、②板倉町社会福祉協議会>

下記の(1)～(6)のいずれかに該当するかたは、県と協定を結んだ施設の車いす使用者用駐車施設を利用するための、思いやり駐車場利用証が交付されます。

(1) 下表の身体障害者手帳をもっているかた

身体障害区分		等級
視覚障害		1・2・3・4級
聴覚	聴覚障害	
	平衡機能障害	3・5級
肢体不自由	上肢	1・2級
	下肢	1・2・3・4・5・6級
	体幹	1・2・3・5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸機能障害、小腸機能障害		1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級
肝臓機能障害		1・2・3・4級

- (2) 療育手帳の障害の程度が「A」のかた  
 (3) 精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が「1級」のかた  
 (4) 介護保険証の要介護状態区分が「要介護1・2・3・4・5」のかた  
 (5) 特定疾患医療受給者証又は特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちのかた  
 (6) 妊娠7ヶ月～産後1年の妊産婦のかた  
 (7) けがや病気などにより一時的に歩行が困難なのかた

## 10 介護用車両購入費用の補助 <①介護高齢係>

対象者の属する世帯において、介護用車両を購入する場合や、所有している車両を介護用に改造する場合の費用を補助します。

対象者：下肢、体幹機能障害の身体障害者手帳1、2級を有するかた

補助額：上限10万円(内容により異なります。)

備考：1世帯に1台限り。事前の申請が必要となります。

## 11 自動車改造費用の補助 <①社会福祉係>

上肢、下肢または体幹に障害を有するかが所有し、運転する自動車の制御装置等の改造に要する費用を補助します。

対象者：満18歳以上で上肢、下肢または体幹機能障害の身体障害者手帳を有し、当該年度の町民税所得割額が160,000円未満の世帯に属するかた

補助額：改造に要する経費と補助限度額100,000円とを比較し、少ない方の額

備考：1人につき1回限り。事前の申請が必要となります。

## 12 運転免許取得費用の補助 <①社会福祉係>

肢体に障害を有するかが、群馬県公安委員会指定の自動車教習所で教習を受ける場合、教習費用の全額または一部を補助します。

対象者：肢体障害の身体障害者手帳を有し、当該年度の町民税所得割額が160,000円未満の世帯に属するかた

補助額：教習費用と補助限度額210,000円とを比較し、少ない方の額に補助率（所得によって異なります）を乗じて得た額

備考：事前の申請が必要となります。

## 13 板倉町老人福祉センター利用料免除 <②板倉町社会福祉協議会>

受付で障害者手帳を提示することで、老人福祉センターの入館料が免除となります。

対象者：各障害者手帳をお持ちのかた

備考：土日、祝日が休館日となります。その他に臨時休館日があります。

## 14 NHK受信料の減免 <①社会福祉係>

下表の条件に該当するかたは、申請をすることで、NHK放送受信料の全額または半額が免除となります。

対象者(手帳と等級、その他)		免除割合
要保護世帯		全額
世帯全員が市町村民税非課税かつ各手帳の所持者が世帯に存在する		
障害者の方が世帯主	視覚、聴覚障害または身体障害者手帳1, 2級	半額
	精神障害者手帳1級	
	療育手帳A	

## 15 携帯電話の割引 <各専門店・取扱店>

各障害者手帳をお持ちのかたは、基本使用料の割引が受けられます。

※具体的な内容については各携帯会社の窓口で確認してください。

会社名	商品名	問い合わせ先
(株)NTTドコモ	ハーティ割引	0120-800-000
ソフトバンクモバイル(株)	ハートフレンド割引	0800-919-0157
KDDI(株)(au)	スマイルハート割引	0120-977-033

## 16 ふれあい案内（電話番号無料案内） <NTT東日本>

下表の対象手帳を持っているかたは、電話番号の案内が無料になります。

申 込 先：フリーダイヤル 0120-104174

受付時間：午前9時～午後5時 ※土日、祝日、年末年始は除く

対象（手帳、部位、等級）		
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1，2級
	聴覚障害	2，3，4，6級
	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	3，4級
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第6項症
	肢体不自由（上肢）	特別項症～第2項症
	聴覚障害	第2，4項症
	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	第1，2，4項症
療育手帳	該当手帳をお持ちのかた	
精神障害者保健福祉手帳		

## 17 障害基礎年金 <①戸籍年金係>

けがや病気で障害の状態になり、障害認定日に国民年金法に定める障害等級表の1級(重度)または2級(中度)の障害の状態にあるかたに支給されます。

障害者になった歳	条 件
20歳未満	一定限度額以上の所得があるときには支給停止
20歳以後	初診日の前日において、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間に3分の1以上または直近1年間の保険料の未納がないこと
	初診日が65歳到達前にあること

支給金額：国民年金法障害等級表1級・・・1,059,125円(年額)

〃 2級・・・847,300円(年額)

※支給金額は、昭和31年4月2日以降生まれのかたの場合

※年金受給者に18歳に達する年度末までの子または20歳未満の障害等級1級または2級に該当する子がいる場合は、子の加算がつきます。

支給時期：2ヶ月分が、2,4,6,8,10,12月に支給されます。

## 18 心身障害者扶養共済制度 <①社会福祉係>

障害のあるかたを扶養する保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のあるかたに終身一定額の年金が支給されます。

加入対象者：将来独立困難な状態にある身体障害者手帳1～3級、知的障害、精神障害の障害児(者)を扶養する保護者(病気や障害がない65歳未満のかた)

給付条件：一定期間掛金を納め、保護者が死亡または重度の障害に陥ったとき

掛金月額：金額は加入時の保護者の年齢によって異なり、2口まで加入できます。

給付月額：1口につき20,000円

## 19 特別障害者手当 <①社会福祉係>

重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とするかたに対して、手当が支給されます。※障害を事由とする年金と併給可

対 象 者：日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上のかた

支 給 額：月額30,450円

支給時期：3ヶ月分が、2,5,8,11月に支給されます。

支給制限：以下の場合には支給要件に該当しません。

- 1)障害者本人および扶養している人の前年の所得が一定限度額以上である場合
- 2)病院、診療所または介護老人保健施設に継続して3ヶ月を超えて入院または、入所している場合

## 20 障害児福祉手当 <①社会福祉係>

重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とするかたに対して、手当が支給されます。※特別児童扶養手当と併給可

対 象 者：日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満のかた

支 給 額：月額16,560円

支給時期：3ヶ月分が、2,5,8,11月に支給されます。

支給制限：以下の場合には支給要件に該当しません。

- 1)障害を事由とする政令で定める給付を受けることができる場合
- 2)肢体不自由児施設等の社会福祉施設に入所している場合

## 21 特別児童扶養手当 <①社会福祉係>

下記の障害の程度に該当する20歳未満の児童について、その児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。(障害者手帳の等級とは別になります。)

対 象 者：20歳未満の精神または身体に障害のある児童を家庭で監護している父母または父母に代わって児童を養育しているかた

被扶養者（手帳と等級）	等級	支給額（月額）
身体障害者手帳1,2級程度	1級	58,450円
療育手帳A程度		
精神障害者保健福祉手帳1級程度		
身体障害者手帳3級程度	2級	38,930円
日常生活に著しい制限を受ける知的・精神障害		

支給時期：4ヶ月分が、4,8,11月に支給されます。

支給制限：以下の場合には支給要件に該当しません。

- 1)受給資格者などの前年の所得が、一定限度額以上である場合
- 2)児童が障害を事由とする公的年金を受けることができる場合
- 3)受給資格者または児童が日本国内に住所を有しない場合
- 4)児童が児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所しているとき

## 22 生活福祉資金貸付制度 <②板倉町社会福祉協議会>

各障害者手帳をお持ちで、独立自活等に必要な資金の融通を他から受けることが困難な  
かたに貸付を行います。※一定の審査により貸付できない場合もあります。

対 象 者：身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちのかた

貸付利率：無利子（ただし、連帯保証人が必要）

※連帯保証人がなしの場合は、1.5%の利率

## 23 福祉医療制度（重度心身障害者医療費助成）<①保険医療係>

下記のいずれかに該当するかたが、医療機関を受診したときの自己負担額を助成します。

対象者：(1)身体障害者手帳1、2級の交付を受けたかた

(2)療育手帳のA、B1判定を受けたかた

(3)障害基礎年金1級を受給しているかた

(4)特別児童扶養手当1級を受給しているかた

備 考：令和5年8月から所得制限が導入され、基準額以上の場合は対象外となります。

## 24 特定医療（指定難病）の給付 <③館林保健福祉事務所>

厚生労働省で指定されている疾患により、指定の医療機関で医療を受けたときの自己負  
担額が助成されます。

対 象 者：対象疾患（348疾患）により医療を受けているかた

自己負担：世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります。

備 考：最寄りの保健福祉事務所で申請する必要があります。

## 25 小児慢性特定疾病医療の給付 <③館林保健福祉事務所>

厚生労働省で指定されている疾患により、指定の医療機関で医療を受けたときの自己負  
担額が助成されます。

対象者：対象疾患（16疾患群 801疾病）により医療を受けている18歳未満のかた

※ただし、継続して治療が必要な場合は20歳未満まで

自己負担：世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります。

備 考：最寄りの保健福祉事務所で申請する必要があります。

## 26 特定疾患医療の給付 <③館林保健福祉事務所>

該当の疾患により、医療を受けたときの自己負担額が助成されます。

対象者：下記の疾患により医療を受けているかた

対象疾患：スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、  
プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)

自己負担：世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります。

備考：最寄りの保健福祉事務所で申請する必要があります。

## 27 特定医療費（指定難病）受給者等見舞金支給 <①社会福祉係>

下記の対象者に対して、見舞金の支給を行います。

対象者：特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちのかた

小児慢性特定医療費医療受給者証をお持ちのかたまたは児童の保護者

支給額：月額3,000円 ※年2回（半年分）支給を行います。

申請時期：8月および2月

## 28 自立支援医療(精神通院・更生・育成) <①社会福祉係>

心身の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において医療を受けた場合、医療費の自己負担額が軽減されます。

支給期間：1年（期限の3ヶ月前から更新申請をすることができます。）

自己負担：1割（世帯の課税状況により、上限額が設けられます。）

対象者：(精神通院)精神障害者

(更生医療) 18歳以上の身体障害者(適否判定あり)

(育成医療) 18歳未満の身体障害者(適否判定あり)

## 29 腎臓機能障害者等通院交通費補助 <①社会福祉係>

下記の対象者が、人工透析療法、中心静脈栄養法または経腸栄養法の医療を受けるための通院に要した交通費の一部を補助します。

対象者：腎臓機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けているかた

補助額：通院交通費の一部（通院手段および通院場所により異なります。）

申請時期：2月

### 30 補装具費支給(購入・修理) <①社会福祉係>

義肢や補聴器など、身体機能を補う補装具の購入費と修理費を一部支給します。

対 象 者：身体障害者手帳をお持ちのかた

対象条件：補装具の種類によって県の判定が必要

自己負担：世帯の所得状況により異なります。

(自己負担なし・1割負担・全額負担のいずれか)

備 考：車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえは、介護保険の被保険者の場合、介護保険の貸与が優先です。

### 31 日常生活用具の給付・貸与 <①社会福祉係>

たん吸引機やストマ用装具等の日常生活用具の給付および貸与を行います。

対 象 者：身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの在宅のかた

自己負担：世帯の所得状況により異なります。

(自己負担なし・1割負担・全額負担のいずれか)

備 考：障害の部位、程度によって給付できる品目が異なります。

種目により、介護保険の被保険者の場合は、介護保険の貸与が優先です。

### 32 身体障害者訪問入浴 <①社会福祉係>

自力での入浴が困難なかたのご自宅に移動入浴車が訪問し、入浴介護を行います。

対 象 者：他制度による訪問入浴サービスを受けていない身体障害者手帳をお持ちのかた

自己負担：世帯の所得状況に応じた、一部自己負担があります。

### 33 介護用品貸与 <②板倉町社会福祉協議会>

介護保険の対象とならない身体障害者のかたに、介護用品を無料で貸与します。

貸与品：車椅子

### 34 日常生活自立支援事業 <②板倉町社会福祉協議会>

生活支援員が各サービスを行います。

対象者：意思表示が十分でない各障害者で判断能力が不十分なかた

内 容：福祉サービスの利用の援助、日常的金銭管理、書類等の預かりなど

費 用：1時間1,200円(非課税世帯は1時間700円)

### 35 在宅重度心身障害者(児)紙おむつ給付 <①介護高齢係>

下表の障害者手帳をお持ちで、在宅の町民税非課税世帯のかたを対象に、紙おむつ給付券を支給します。(他制度で紙おむつの給付を受けたかたは除く。)

対象者(手帳と等級)	申請した月	支給年額
身体障害者手帳 1, 2 級	4 - 7 月	36,000 円
療育手帳 A	8 - 11 月	24,000 円
精神障害者保健福祉手帳 1 級	12 - 3 月	12,000 円

### 36 重度身体障害者住宅改造費補助 <①社会福祉係>

住宅設備を、障害を有するかたに適するように改造する場合の費用を補助します。

対象者：下記の障害の状態にあり、当該年度市町村民税所得割額160,000円未満の世帯に属する在宅のかた

対象者(手帳と等級、部位)		
身体障害者手帳	1 級	視覚障害、下肢・体幹機能障害
		上肢障害(両上肢共に4級以上)
	2 級	下肢・体幹機能障害
		上肢障害(両上肢共に4級以上)

補助額：補助対象経費と補助限度額(600,000円)を比較し、少ない方の額の5/6の額

備考：補助の回数は障害者1人につき1回とし、新築、増築は対象外です。

※工事着工前に申請を行い、年度内に工事を完了してください。

### 37 地域活動支援センター利用 <①社会福祉係>

通所施設の利用や、雇用されることが困難な下記の心身障害者(児)を対象に、社会性訓練、機能訓練、職業訓練を行います。

対象者：各種障害者手帳等をお持ちのかた

社会性訓練、機能訓練、職業訓練により自活が期待できるかた

備考：正式利用にあたって数回の体験利用をしていただきます。

### 38 障害者デイサービスセンター利用 <①社会福祉係>

通所施設の利用が困難な、下記の重度心身障害者(児)を対象に、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行います。

対象者：身体障害者手帳 1, 2 級または療育手帳 A をお持ちのかた

備考：正式利用にあたって数回の体験利用をしていただきます。

---

## 担当機関の連絡先

---

番号	担当機関	電話番号	住所
①	板倉町役場	0276-82-1111	板倉町板倉2682-1
②	板倉町社会福祉協議会	0276-82-3900	板倉町板倉3411-1417
③	館林保健福祉事務所	0276-72-3230	館林市大街道1-2-25
④	館林税務署	0276-72-4373	館林市仲町11-12
⑤	館林行政県税事務所	0276-72-4461	館林市仲町11-10
⑥	館林警察署	0276-75-0110	館林市赤生田町1828-2

---

障害者福祉全般についての相談は

以下の事業所でも受け付けています。

---

事業所名：障害者相談支援センターほっと

(板倉町相談支援受託事業者)

住 所：館林市苗木町2452-1 館林市総合福祉センター内

電話番号：0276-74-8304